

松江市一般健康診査（個別）実施要領

1. 目的

20 歳からの健康管理の一つとして、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、この結果から、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことでメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少を図り、糖尿病等の生活習慣病の発病及び重症化を予防することを目的とする。

2. 根拠法令

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 4 条及び第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づき松江市が実施する一般健康診査（以下「一般健診」という。）の実施について、松江市が医療機関に業務を委託し実施する。

3. 対象者

松江市に住民登録を有する以下の者であって、当該年度において職場等で健診を受ける機会のない（１）（２）に該当する者。ただし、当該年度既に他の健康診査等を受けた者、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号）は除く。

（１）20 歳以上 39 歳以下（年度末年齢）の者

（２）20 歳以上（年度末年齢）で一般健診受診日に生活保護受給中の者（40～74 歳で健康保険に加入の者は除く）

4. 実施期間と受診回数

一般健診の実施期間は、当該年度の医療機関休診日を除く 6 月 1 日から 3 月 31 日までの間で実施医療機関と定めた期間とし、受診回数は実施期間において 1 回限りとする。

5. 実施形態

松江市内及び周辺の医療機関で事業を受託する旨申出のあった医療機関（以下「一般健診実施医療機関」という。）に委託して実施する。なお、委託料については、別途業務委託契約書で定める。

6. 受診資格の確認

一般健診実施医療機関は、一般健診受付時に加入する公的医療保険を証するものまたは、被保護証明書で対象者であることを確認する。加入する公的医療保険を証するものまたは、被保護証明書を持参しない者は、受診できないこととする。なお、被保護証明書を所有しない者は、松江市生活福祉課にて、本人等が発行の手続きをする。

7. 自己負担金の徴収

一般健診実施医療機関は、一般健診の対象者であることを確認し、自己負担金を徴収する。

徴収額（自己負担額）は表１のとおりとする。なお、無料要件に該当する者に対し、それを証明する書類の提出または提示をさせることとする。

【表１ 自己負担額】

区 分	自己負担額
20 歳以上 39 歳以下	500 円
生活保護受給中の者	無料(被保護証明書必要)
市民税非課税世帯の者	無料(市民税非課税世帯無料券必要)
福祉医療費医療証(資格証)所持者	無料(医療証・資格証を提示した者)

8. 記録票

- (1) 一般健診記録票は、松江市健康診査記録票（成人・高齢者）を用いる。
- (2) 松江市健康診査記録票（成人・高齢者）は、3 枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。
- 1 枚目（松江市用）・・・松江市に提出する。
 - 2 枚目（医療機関用）・・・医療機関用。
 - 3 枚目（本人用）・・・結果説明時に本人に渡す。
- (3) 記入は、本人が記入した内容について正しく記載されているか、記入漏れ等を確認し、記入できない受診者にはその場で聞き取りをする。

9. 一般健診項目、判定

健診項目は、特定健診に準じたものとし、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施について（平成 20 年 3 月 10 日付健発第 0310007 号厚生労働省健康局長通知）に基づき実施する。

ただし、血清クレアチニン検査、痛風等検査（血清尿酸）は、受診者全員に実施することとする。

(1) 一般健診の項目

項 目	内 容
全員に実施	①問診
	②身体診察
	③身体計測
	④血圧測定
	⑤血中脂質検査
	⑥肝機能検査
	⑦血糖検査
	⑧尿検査※5
	⑨腎機能検査※6
	⑩痛風等検査※6
該当者に実施※1 (詳細項目)	⑪貧血検査
	⑫心電図検査
	⑬眼底検査 ※7

※1 詳細項目を実施する対象者は、表 2 に該当する者のうち、医師が必要と認める者に詳細な健診項目として実施する。

【表 2 詳細項目を実施する対象者の条件】

検査項目	実施出来る条件(基準)
貧血検査 (赤血球、血色素、 ヘマトクリット値)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査 (12誘導心電図)	当該年度の健診結果等において 収縮期血圧 140mmHg 以上 若しくは 拡張期血圧 90mmHg 以上 または問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査 ※7	当該年度の健診結果等において、①または②に該当した者 ①血圧 収縮期血圧 140mmHg 以上 または 拡張期血圧 90mmHg 以上 ②血糖 空腹時血糖または随時血糖 126mg/dl 以上 または HbA1c 6.5%以上 *ただし、当該年度の健診結果等において血圧基準に該当せず、かつ血糖検査の結果が確認 できない場合、前年度の健診結果等において血糖検査の基準に該当する者を含む。

- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食 10 時間以上とする。10 時間未満の者は「随時」とし、食後時間を記入する。
- ※3 空腹時中性脂肪または随時中性脂肪が 400 mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可とする。
- ※4 やむを得ず空腹時以外において採血を行い、HbA1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食 10 時間以上、食直後とは食事開始から 3.5 時間未満とする。
- ※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査は、検査不能として実施を行わない場合も認める。
- ※6 血清クレアチニン・血清尿酸は、松江市一般施策として全員に実施する。
- ※7 眼科医が実施する。結果判定は「眼底所見判定基準」(日循協編)を Scheie 分類にあてはめて判定する。糖尿病網膜症所見の判断基準は、Davis 分類にあてはめて判定する。併せて、眼圧検査等眼科疾患に係る検査も行うこと。

(2) その他、同時に実施する検診

希望者には、健康増進法により松江市が実施する大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を同時に実施するものとする。各検診の実施については、各実施要領に基づき実施する。

(3) メタボリックシンドローム判定

表 3 の基準に基づき、「基準該当」、「予備群該当」について判定する。

【表 3 メタボリックシンドローム判定表】

腹囲	追加リスク※	メタボリックシンドローム判定
	①血圧 ②脂質 ③血糖	
≥85cm(男性)	2つ以上該当	基準該当
≥90cm(女性)	1つ該当	予備群該当

※追加リスクの基準

①血圧 収縮期 130mmHg以上または、拡張期85mmHg以上または、高血圧症に対する薬剤治療中

②脂質 中性脂肪150mg/dl以上または、HDLコレステロール40mg/dl未満または、脂質異常症に対する薬剤治療中

③血糖 空腹時血糖110mg/dl以上または、HbA1c6.0%以上または、糖尿病に対する薬剤治療中

（４）医師の判断区分

- ア．詳細な健診を実施した理由について、詳細項目ごとに実施理由を判断する。
- イ．総合判定は、「１：異常なし」、「２：要指導」、「３：要医療」、「４：治療中」とする。

１０．一般健診の結果説明と情報提供

一般健診実施医療機関は、一般健診結果について記録票及び健康手帳等を用いて、説明及び受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供する。なお、健康手帳は必要な者に対し、随時交付する。

１１．記録票・請求書の提出について

- （１）一般健診実施医療機関は、当月実施分の記録票（松江市用）に必要な書類を添えて、速やかに松江市に提出する。
- （２）松江市は提出された記録票等の内容を確認し、問題がなければその旨を健診実施医療機関へ伝え、一般健診実施医療機関は速やかに請求書を提出する。

１２．眼底検査について

（１）対象者

眼底検査の対象者は、松江市の一般健診実施医療機関で受診した者のうち、実施基準に該当する者で医師が必要と判断した者とする。

（２）眼底検査記録票

- ア．眼底検査は、松江市眼底検査記録票を用いて実施する。
 - 松江市眼底検査記録票は、３枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。
 - １枚目（松江市用）・・・眼底検査実施医療機関から松江市への提出用。
 - ２枚目（健康診査実施医療機関用）・・・一般健診実施医療機関への提出用。
 - ３枚目（眼底検査実施医療機関用）・・・眼底検査実施医療機関の保管用。
- イ．一般健診実施医療機関は、眼底検査依頼票にある健康診査受診日、医療機関名、健診担当医師名を記載する。また、眼底検査対象者のカナ氏名欄から健診等参考情報記入欄までを記入する。
- ウ．眼底検査実施医療機関は、記録票に検査結果、検査担当医療機関、担当医師名、医療機関番号を記入する。
- エ．記入後の眼底検査記録票は、眼底検査実施医療機関から、２枚目（健康診査実施医療機関用）を一般健診実施医療機関へ送付し、結果を報告する。

（３）記録票・請求書等の提出

- ア．眼底検査実施医療機関は、当月実施分の記録票（松江市用）に必要な書類を添えて、速やかに松江市に提出する。
- イ．松江市は、提出された記録票等の内容を確認し、問題がなければその旨を眼底検査実施医療機関へ伝え、眼底検査実施医療機関は速やかに請求書を提出する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。